

国民健康保険制度

保険税改正・保険証更新のお知らせ



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を負担しあい、互いに支えあう制度です。

岡市民環境課 Tel.22-6827 ID9922

令和6年度保険税率を改正します

市では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を考慮し、令和2年度から5年度まで国民健康保険税率を据え置いていました。しかし、令和5年10月に国が保険料水準統一加速化プランを策定したことを受け、令和11年度までに県内で納付金ベースが統一されます。このことにより、国民健康保険税率を次のとおり改正します。一世帯における各年度の保険税は次のA～Cの項目ごとに分けて計算後、合算した額となります。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
A:所得割率	(6.48%)→ 7.65%	(1.81%)→ 2.84%	(1.11%)→ 2.09%
B:均等割額(人数割)※	(26,500円)→ 29,500円	(7,800円)→ 10,800円	(7,200円)→ 10,200円
C:平等割額(世帯割)※	24,100円	7,100円	4,800円
賦課限度額	65万円	(22万円)→ 24万円	17万円

※世帯の前年中の所得額が基準額以下の場合は、均等割と平均割が軽減されます。()内は令和5年度の参考です。

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新(有効期限7月31日)

岐阜県国民健康保険 有効期限 令和7年7月31日
被保険者証

記号 番号 ○○○○○○ (枝番) ○○

氏 名 山県 花子 性別 女
生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日
適用開始年月日 令和○○年○○月○○日
交 付 年 月 日 令和○○年○○月○○日
世 帯 主 氏 名 山県 太郎
住 所 山県市高木1000番地1

保 険 者 番 号 ○○○○○○ 交付者名 山県市

新しい保険証は、7月中旬頃に世帯加入者分をまとめて納税義務者(世帯主)宛てに「簡易書留郵便」で送付します。新しい保険証が届いたら、古い保険証は8月1日以降に裁断するなどして破棄してください。

新しい保険証の有効期限は、原則、令和7年7月31日です。なお、次のいずれかに該当する場合は有効期限が異なりますので注意してください。

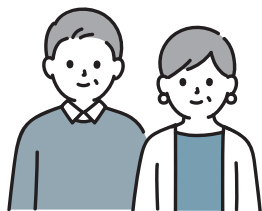
- ・次の更新までに70歳になる人は、誕生日の属する月の末日(誕生日が1日の人は前月末日)までです。誕生月の中旬頃に、負担割合が記載された新しい保険証を郵送します。
- ・次の更新までに75歳になる人は、誕生日の前日までです。



マイナンバーカードの健康保険証利用は 事前登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は、自身のスマートフォンや市役所、セブン銀行ATM、医療機関、薬局の受付窓口で行うことができます。

マイナンバーカードはマイナ受付のポスターやステッカーが貼ってある医療機関・薬局で保険証として利用できます。



後期高齢者医療制度 保険料改正・保険証更新のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定の障がいがある65歳以上の人、安心して医療が受けられるように県内の全市町村で組織された広域連合が運営する医療保険制度です。

図市民環境課 TEL22-6827 ID1597

令和6年度保険料率を改正します

保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計です。

均等割額	+	所得割額	=	保険料
(46,023円) →49,412円※1		(8.90%)→9.56%※2 ×被保険者の所得※3		年額80万円を上限※4

()内は令和5年度の参考です。

- ※1 世帯(同一世帯の被保険者と世帯主)の前年中の所得額が基準額以下の場合は、均等割が軽減されます。
- ※2 ※3の所得が58万円以下の方は、激変緩和処置により8.89%
- ※3 被保険者の所得＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)
- ※4 令和6年3月31日時点で75歳以上の人か令和7年3月31日までに障害認定で被保険者となった人は激変緩和措置により、上限73万円

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新(有効期限7月31日)

新しい保険証を7月中旬頃に「簡易書留郵便」で送付します。古い保険証は8月1日以降に裁断するなどして破棄してください。

新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

7月31日まで(薄い赤色)

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	山県 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和6年7月31日
住所	山県市高木1000番地1
氏名	山県 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

8月1日から(薄い青色)

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	山県 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和7年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和7年7月31日
住所	山県市高木1000番地1
氏名	山県 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

現行の健康保険証の

新規発行終了について

法改正により、現行の健康保険証は令和6年12月2日以降発行されなくなり、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。※1

保険証利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)を持っていない人は、ぜひマイナンバーカードの取得と保険証利用登録を行ってください。※2

- ※1 7月に送付する保険証は記載されている有効期限まで使用できます。
- ※2 12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に各保険者から「資格確認書」を交付するため、引き続き医療を受けることができます。(申請不要)